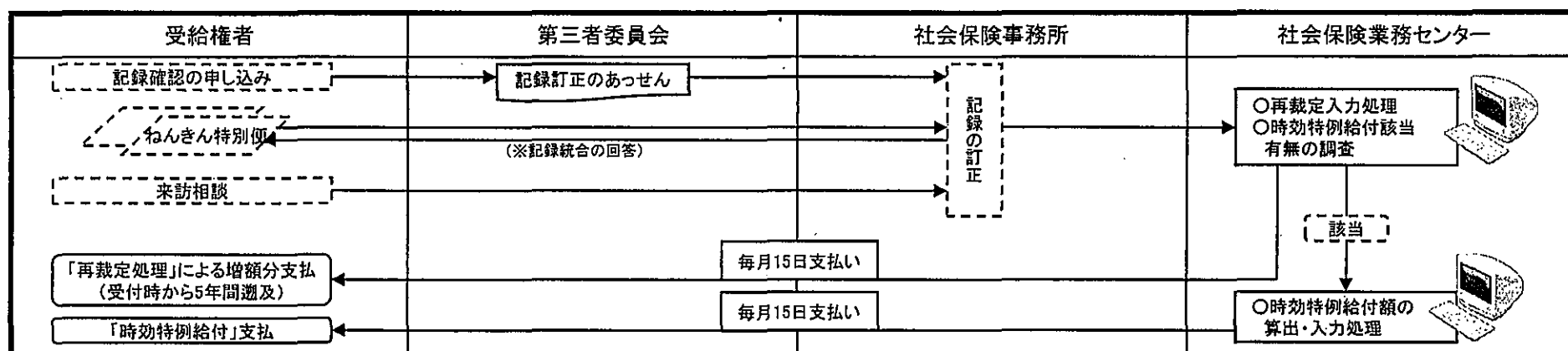


## 再裁定処理体制の強化

### これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



### 現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

|         |          |   |         |   |         |
|---------|----------|---|---------|---|---------|
|         | (20年12月) |   | (21年4月) |   | (21年9月) |
| 処理件数    | 8万件／月    | ⇒ | 19万件／月  | ⇒ | 14万件／月  |
| 処理体制    | 280人     |   | 486人    |   | 475人    |
| 支払までの期間 | 7ヶ月程度    |   | 6ヶ月程度   |   | 3ヶ月程度   |

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

## 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

### 事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

### これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

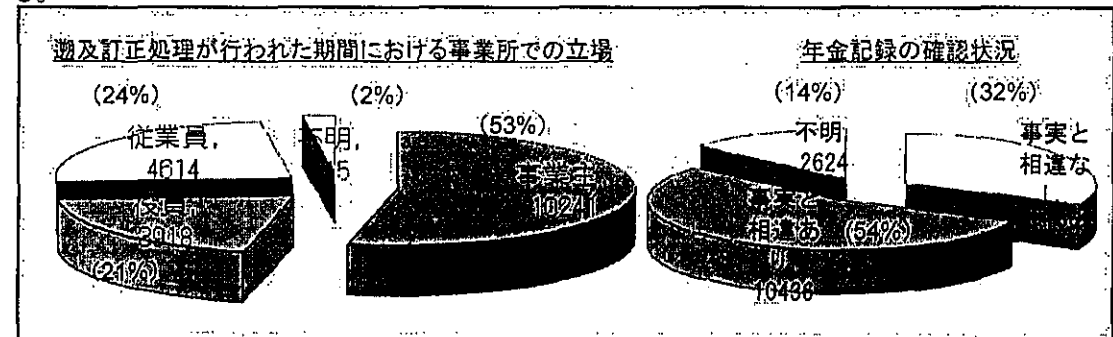
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

#### ※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

\* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)  
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年10月30日現在) 580件

(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件<sup>(\*)</sup>)

\* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件  
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

\* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

## 今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

## 社会保障審議会関係法令・規則

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

# ○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

## (組織)

- 第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

## (委員等の任命)

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

## (委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

## (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

| 名称      | 所掌事務                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統計分科会   | 統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。                                         |
| 医療分科会   | 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。                                                    |
| 福祉文化分科会 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百六十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処 |

|             |                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付費分科会    | 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。                             |
| 医療保険保険料率分科会 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）  
 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところに

より、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### （幹事）

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

#### （議事）

- 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童

家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）」とする。

## ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

### (会議)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### (審議会の部会の設置)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

### (諮問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

### (分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

### (会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。

2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。

3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び

専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

